

平成 30 年第 9 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 8 月 31 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 8 月 31 日 (金)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 57 号 農地法第 3 条許可について

議案第 58 号 農地法第 4 条許可について

議案第 59 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について

議案第 60 号 農地法第 5 条許可について

議案第 61 号 非農地証明について

議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第 52 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 53 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 54 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 55 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 56 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 57 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

報告第 58 号 農用地利用集積計画の失効について

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	11番	川崎正信	12番	川越正彦
13番	茜久保加代	14番	持原義信	15番	小倉俊博
16番	片上英行	17番	比惠島章之	19番	秋山広美
20番	前田峰子	21番	中村和寛	22番	外蘭香
23番	井田勝美	24番	小玉利光		

5. 欠席委員

18番 川越達也


6. 事務局出席者

局 長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主査	谷 山 弘 生		
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 井野義美 

委員 前田峰子 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 30 年第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、18 番川越達也委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番井野義美委員、20 番前田峰子委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 6 議案の審議をお願いいたします。

議案第 57 号農地法第 3 条許可については 9 件、議案第 58 号農地法第 4 条許可については 10 件、議案第 59 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請については 2 件、議案第 60 号農地法第 5 条許可については 34 件、議案第 61 号非農地証明については 4 件、議案第 62 号農用地利用集積計画の決定については 91 件、以上、審議件数は 150 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、22 万 1,637 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、18 万 8,587 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 57 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 126 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかについて審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明します。

番号 123 番をごらんください。

本案件は、受人の耕作面積が 3,634 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が 5,939 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

次に、番号 124 番をごらんください。

本案件は、現況地目が山林原野となっている土地についての申請です。申請地は、現在、低木や雑草が生えており、荒れている状態です。申請地を農地に復元し、蕎麦を栽培する旨を受人が確約していることから、申請を受理しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○21 番（中村委員） 今の 124 番の山林原野を農地に戻して蕎麦をとっていますが、これをしてから何年とかいう規定はあるのでしょうか。また、その確認はどうするのか。

○事務局（岡本） 何年という法的な規定はないんですけども、受人の方は、荒れたままにしておく、新たに農地を買ったり借りたりということはできなくなってまいります。当然確約もとっていますし、農地に復元するのが大前提となっております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページから 3 ページの 128 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第58号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局(押川) 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号36をごらんください。

申請人は、延岡市緑ヶ丘2丁目在住の個人です。申請地は、田野町の中尾地区内にある土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道にて処理、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われま

なお、番号 37、38 につきましても、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当しております。

また、その他の案件におきまして、追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、5 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 59 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について、7 ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更について説明いたします。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号8をごらんください。

申請人は、新別府町在住の個人です。本申請は、清武町今泉甲の農地に「貸住宅」を建築する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和54年10月4日に許可を得ております。許可後、貸住宅を建築する計画で所有権移転が行われましたが、転用が実行されないまま、転用実行者が死亡いたしました。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請につきましては、17ページの議案第60号201番で別途議案として上程しております。

次に、番号9をごらんください。

申請人は、広島1丁目在住の個人です。本申請は、大字郡司分甲の農地に「鉄骨ビニールハウス及び管理人宿舎」を建築する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和44年12月15日に許可を得ております。許可後、建築する準備をしておりましたが、資金が工面できず、土地の造成工事のみを行い、事業が中断されました。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請につきましては、13ページの議案第60号185番で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 番号8番の変更についてですけれども、当初、転用届の許可が

出たのは、貸住宅としての許可が出ているようではありますが、第3種農地について、貸住宅は許可が可能なのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（押川） 農地法上の許可基準においては、建築物の用途についての規制はございません。通常、都市計画法で、市街化区域、調整区域と区分としておりますが、調整区域の場合だと住める人というのが限定されてきますので、通常、貸住宅というような形での開発許可はおりないと思われます。しかし、申請地は都市計画区域外であり、都市計画法が及ばない区域ですので恐らく許可ができたのではないかと思われまますが、当時のことなので、詳しいことについてはわからないような状況でございます。

○1番（日高委員） 都市計画区域外ですか。

○事務局（押川） 申請地は都市計画区域外です。ですので、市街化区域でも調整区域でもないというような場所になりますので、許可がおりたのではないかと思われます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第60号農地法第5条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査してします。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程してします。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号168をごらんください。

申請人のうち、渡人は青島2丁目在住の農家、受人は大字細江に本拠を置く建設機械の部品の製造などを行う法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。お配りしております資料の1ページに位置図を、2ページ、3ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地につきましては、1ページの位置図のとおり、細江メガソーラー施設の入口から南に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地の一部を受人が経営する工場で使用いたしますオイルや資材などの置場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。なお、一体利用しております宅地などを含めると、全体面積は2万8,686平方メートルとなります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。申請地の周囲は農地と接しておらず、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

次に、番号169をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字塩路在住の農家、受人は新城町に本拠を置く土木工事業などを行う法人です。申請地は、市民の森公園から北に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎県発注の畑地帯総合整備事業に伴う「現場事務所、露天資材置場、露天駐車場」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、番号170、172、175がございます。

また、その他の案件におきましても、追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、日高隆志委員の退室を求めます。

（1番日高隆志委員退室）

○事務局（押川） 番号171をごらんください。

申請人のうち、渡人は埼玉県新座市在住の個人、受人は大字島之内在住の個人です。申請地は、大字島之内にあります県立明星視覚支援学校から北に約200メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当してしております。申請地の周囲は一部農地と接してしておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道にて処理、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号173をごらんください。

申請人のうち、渡人は高岡町高浜が最後の住所地の故人の相続人3名、受人は高岡町高浜在住の農家です。申請地は、高岡ハイテク工業団地から東に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「猿捕獲用大型囲い罟」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にあ

りますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などを行わず、雨水は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号 174 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

日高隆志委員の入室を求めます。

（1 番日高隆志委員入室）

○議長（松田） 次に、10 ページから 11 ページの 177 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページから 13 ページの 184 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページから 14 ページの 187 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号168番につきましては、9月12日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第61号非農地証明について、18 ページを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第61号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され、将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この4件の証明願の案件につきましては、8月21日に地元農業委員と現地調査を行った結果、いずれも申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 62 号農用地利用集積計画の決定について、19 ページから 63 ページの 742 番まで、および 71 ページの 754 番を利用権設定分の議題とします。

○事務局（平下） 議案第 62 号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、19 ページの番号 663 番から 63 ページの番号 742 番まで、および 71 ページの番号 754 番の 80 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 2 件、新規設定が 28 件、賃借権の再設定が 4 件、新規設定が 40 件、中間管理の特例事業による賃借が 3 件、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものが 3 件でございます。

また、62 ページの番号 740 番から 63 ページの 742 番の 3 件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明いたします 69 ページの番号 751 番から 70 ページの 753 番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長 4 年 10 カ月、農地を貸し付けた後に農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、64 ページから 70 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、64 ページの番号 743 番から 70 ページの番号 753 番までの 11 件でございます。

また、69 ページの番号 751 番から 70 ページの 753 番につきましては、先ほど説明いたしました 62 ページの番号 740 番から 63 ページの 742 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第 52 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る専決処分の報告についてございまして、その数 9 件でございます。

報告第 53 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る専決処分の報告についてございまして、その数 19 件でございます。

報告第 54 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数 3 件でございます。

報告第 55 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数 20 件でございます。

報告第 56 号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数

6件でございます。

報告第57号は、相続等による権利移動についてございまして、その数11件でございます。

報告第58号は、農用地利用集積計画の失効についてございまして、その数1件でございます。

なお、報告第52号、第53号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第54号、第55号につきましては、第7回及び第8回総会において承認され、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第9回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時42分閉会